

＜参考＞担当窓口（問合せ先）

お問い合わせの内容	担当窓口	所在地	電話番号
立地法、準則条例、特区条例に関すること	経済局 イノベーション推進部 産業立地交流課	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 （本庁舎 5 階）	(052) 972-2423
緑化地域制度に関する こと	緑政土木局 緑地部 緑地維持課	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 （西庁舎 5 階）	(052) 972-2465

なお、名古屋市においては、以下の事業を通じて工場緑化への支援を行っています。各事業の詳細は、それぞれの問い合わせ先にお尋ねください。

支援事業名	内 容	問い合わせ先	電話番号
みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）	一定規模以上で実施する優良な緑化工事に対して費用の一部を支援するもの※	緑政土木局 緑地部 緑地維持課	(052) 972-2465
環境保全・省エネルギー 設備資金融資	公害防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資するもの	環境局 地域環境対策部 大気環境対策課	(052) 972-2674

※ 緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」で一定ランク以上の認定を受けることが要件になります。また、工場立地法等による義務分の緑化については補助対象外となります。